# 横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 31 年 3 月 26 日(火) 午後 2 時から 場所 関内新井ビル 11 階 A会議室

# 次 第

開会

健康福祉局長あいさつ 委員紹介 定足数確認報告

### 議事

- 1 平成31年度横浜市国民健康保険事業費会計予算について
- 2 平成31年度の国民健康保険制度改正の予定について
- 3 第2期横浜市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) 及び第3期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画の取組状況について
- 4 その他の報告事項について

閉 会



歳 入 (単位:千円)

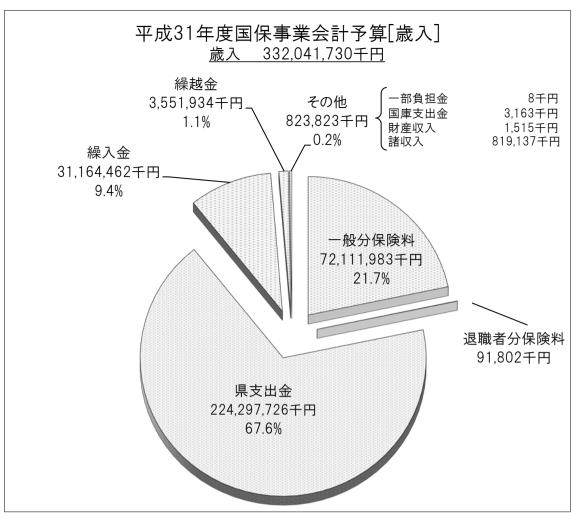
年 度 科 目	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増△減 (A)ー(B)	増加率(%)	備  考	
(1)保険料	72,203,785	76,653,023	△ 4,449,238	△ 5.80	)	
医療分① 一般	50,381,291	53,253,966	△ 2,872,675	△ 5.39		
② 退職	41,627	219,243	△ 177,616	△ 81.01		
支援分①一般	15,198,904	16,070,284	△ 871,380	△ 5.42	下の表を参照	
② 退職	21,308	98,631	△ 77,323	△ 78.40		
介 護 分① 一般	6,531,788	6,902,230	△ 370,442	△ 5.37		
② 退職	28,867	108,669	△ 79,802	△ 73.44		
(2) 一部負担金	8	8	0	0.00		
(3) 国庫支出金	3,163	3,163	0	0.00	災害臨時特例補助金	
(4) 県支出金	224,297,726	230,376,568	△ 6078842	△ 2.64	保険給付費等交付金(保険給付に係る 費用の交付金)や保険者努力支援制度 (保険者の医療費適正化等の取組みを 評価する交付金)等	
(5) 財産収入	1,515	2,290	△ 775	△ 33.84	国民健康保険財政調整基金の運用収 益積立金	
(6) 繰入金	31,164,462	31,177,489	△ 13,027	△ 0.04	1人あたり 44,818 円 保険料負担緩和分等に対する繰入金	
(7) 繰越金	3,551,934	6,563,023	△ 3,011,089	△ 45.88		
(8) 諸収入	819,137	835,033	△ 15,896	△ 1.90		
(廃款)療養給付費交付金	_	148,642	△ 148,642	△ 100.00	退職被保険者等の医療費等に係る 支払基金からの交付金(精算分のみ)	
歳 入 計	332,041,730	345,759,239	△ 13,717,509	△ 3.97		

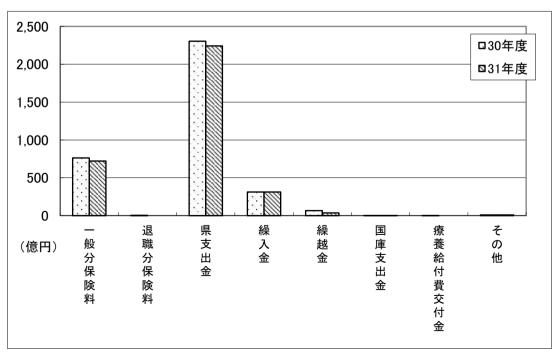
# 基礎数值

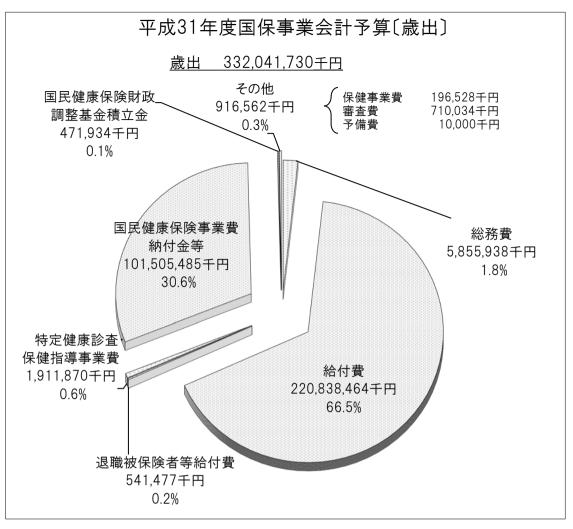
基礎剱個			平成31年度(A)	平成30年度(B)	増△減(A-B)
	全体		695,359人	748,000人	△52,641人
	一般		694,359人	743,400人	△49,041人
被保険者数	退職		1,000人	4,600人	△3,600人
	介護		223,356人	259,871人	△36,515人
	(参	考)世帯数全体	450,022世帯	480,900世帯	△30,878世帯
	全体	(当初予算時)	377,379円	357,250円	20,129円
1人あたり 医療費	一般		377,171円	356,726円	20,445円
	退職		521,971円	441,914円	80,057円
	全体	(当初予算時)	127,118円	124,821円	2,297円
1人あたり	医療	分	74,671円	74,466円	205円
保険料	支援	分	22,502円	22,494円	8円
	介護	分	29,945円	27,861円	2,084円
	医库八	均等割料率	見込 33,790円	33,530円	260円
	医療分	所得割料率	見込 7.09%	7.09%	0.00 ポイント
保険料率	支援分	均等割料率	見込 10,160円	10,130円	30円
(見込み)	又派刀	所得割料率	見込 2.12%	2.11%	0.01 ポイント
	介護分	均等割料率	見込 13,570円	12,450円	1,120円
	刀吸刀	所得割料率	見込 2.13%	2.04%	0.09 ポイント

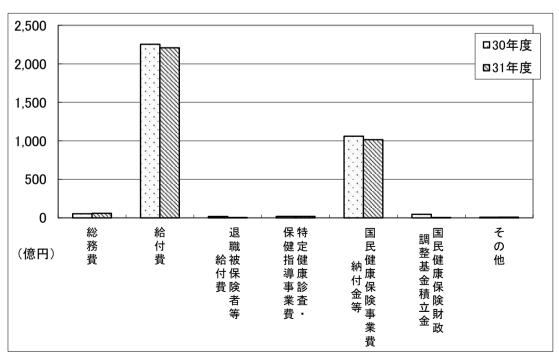
歳 出 (単位:千円)

成 山						「単位・丁	1 1/
年 度 科 目	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増△減 (A)ー(B)	増加率(%)	備	考	
(1) 総務費	5,855,938	5,266,453	589,485	11.19	職員人件費、一般事	務費等	
(2) 保険給付費	325,703,858	335,900,901	△ 10,197,043	△ 3.04			
① 給付費	220,838,464	225,379,227	△ 4,540,763	△ 2.01	被保険者数	(前年度	(
						694,359	人
					(	743,400	人)
					1件あたり医療費	19,980	円
					(	19,682	円)
					受診率	18.87	口
					(	18.12	回)
					1人あたり医療費	377,171	円
					(	356,726	円)
					出産育児一時金		
					@42万円	2,525	件
					(	2,845	件)
					葬祭費		
					@5万円	4,271	件 (4.)
	541,477	1,775,183	△ 1,233,706	△ 69.50	 被保険者数	4,325 (前年度	件) : )
② 退職被保険者等 給付費	541,477	1,773,100	Z 1,233,700	△ 09.50	<b>放床</b> 陝有	1,000	人
					(	4,600	人)
					受診率	35.19	回
					<i>∠</i> ₽ <i>+</i>	21.90	
					、 1件あたり医療費	14,833	円
						20,177	円)
					、 1人あたり医療費	521,971	円
					(	441,914	円)
③ 特定健康診査・	1,911,870	1,902,697	9,173	0.48	` 健診受診者見込数	,	1 37
保健指導事業費	, ,	, ,	,				
④ 保健事業費	196,528	150,077	46,451	30.95		 ] <del>等</del>	
⑤ 審査費	710,034	674,295	35,739	5.30	レセプト審査支払手数		
⑥ 国民健康保険	101,505,485	106,019,422	△ 4,513,937	△ 4.26	国民健康保険法に基	づく油奈川県	に対す
事業費納付金等					る拠出金等	· ~ VIIINVIIIN	. – , , ,
(3) 国民健康保険財政	471,934	4,581,885	△ 4,109,951	△ 89.70	 事業の安定·強化を図	 図るため	製越金
調整基金積立金					を積立	コ のいこくとがいい	√√√ 31\
(4) 予備費	10,000	10,000	0	0.00			
歳 出 計	332,041,730	345,759,239	△ 13,717,509	△ 3.97			
		•	•				

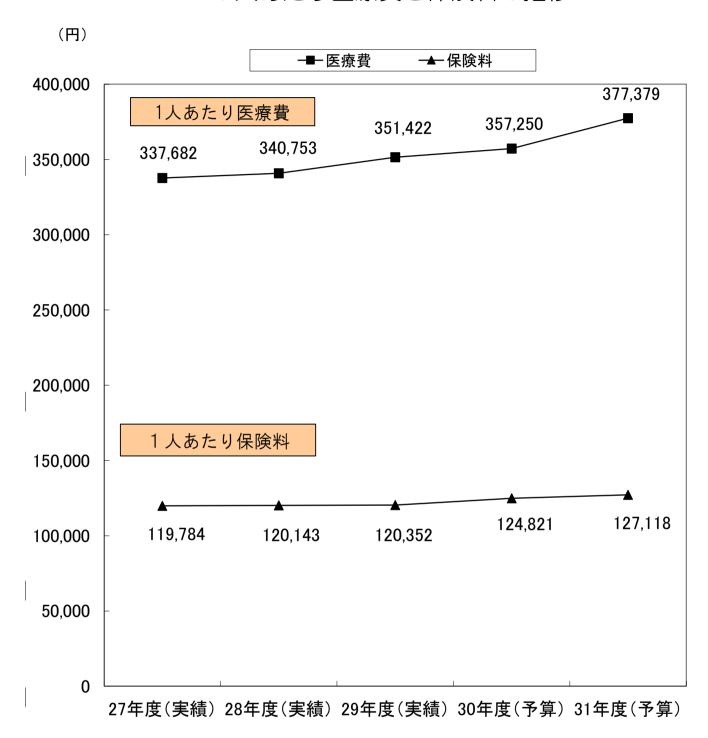








# 1人あたり医療費と保険料の推移



<sup>※1</sup>人あたり医療費は一般・退職の合計額です。

<sup>※1</sup>人あたり保険料は医療分・支援分・介護分の合計額です。

# 【参考】31年度予算編成における保険料設定の考え方

#### ◆保険料設定の考え方

31年度の保険料は、1人当たり保険料の伸びが直近3か年平均の医療費の伸び(+1.84%)と同率となるよう設定しました。

この結果、1人当たり保険料(年額)は127,118円で、前年度と比べ2,297円増加します。

1人当たり保険料	H30予算	H31 (案)	増減額	増減(%)
「人ヨたり休候科	124,821円	127,118円	2,297円	1.84%
医療分	74,466円	74,671円	205円	0.28%
支援分	22,494円	22,502円	8円	0.04%
介護分	27,861円	29,945円	2,084円	7.48%

医療分:国保被保険者の「医療費」に充当

支援分:後期高齢者支援金として拠出

介護分:介護納付金として拠出(40~64歳が対象)

上記の保険料とするため、保険料負担緩和のための市費約75.9億円を一般会計から繰り入れるとともに、累積黒字を約30.8億円活用しています。

保険料負担緩和のための市費繰入額は、30年度の約81.6億円と比べて約5.7億円減少していますが、被保険者1人当たりでは同額(10,913円/人)を維持しています。

# 議事2 平成31年度の国民健康保険制度改正の予定について

国の制度改正にあわせて、以下の見直しを行う予定です。

#### 1 保険料賦課限度額の引上げ

国民健康保険法施行令に定める賦課限度額の改正に伴い、医療分の賦課限度額を 3万円引き上げます。

#### 【31年度保険料の賦課限度額(国民健康保険法施行令に定める額)】

	医療分	支援分	介護分
30年度	58万円	19万円	16万円
31年度	61万円	19万円	16万円
引上額	3万円	0万円	0万円

## 【賦課限度額の推移】

単位:万円

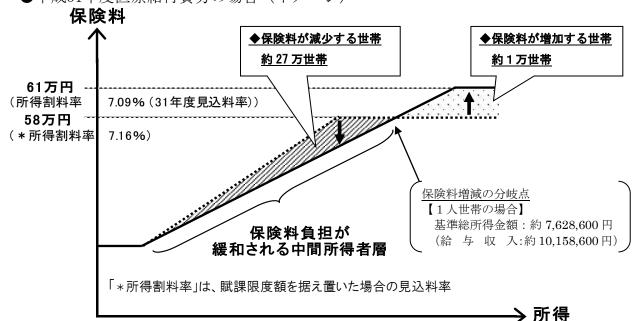
				<u> </u>
年 度	医療分	支援分	介護分	合計
平成25年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成26年度	51 (51)	16 (16)	14 (14)	81 (81)
平成27年度	52 (52)	17 (17)	16 (16)	85 (85)
平成28年度	54 (54)	19 (19)	16 (16)	89 (89)
平成29年度	54 (54)	19 (19)	16 (16)	89 (89)
平成30年度	58 (58)	19 (19)	16 (16)	93 (93)
平成31年度	61 (61)	19 (19)	16 (16)	96 (96)

( ) 内は国民健康保険法施行令で定める限度額

#### 【賦課限度額の引上げの効果】

賦課限度額を引き上げることにより、所得の高い被保険者は「保険料が上昇」 する一方、一定以下の所得の被保険者は、「保険料の軽減効果」が得られます。

## ●平成31年度医療給付費分の場合(イメージ)



## 2 低所得者の保険料負担軽減の拡大

国民健康保険法施行令に定める保険料の賦課に関する基準の改正に伴い、保険料均等割額の軽減対象者の拡大を行います。世帯の所得が一定額以下の場合に「均等割額の7割・5割・2割を軽減」していますが、このうち5割軽減・2割軽減について、「軽減対象となる所得基準額」を変更します。

#### ア 5割軽減の基準額

(現 行) 33 万円+27.5 万円×被保険者数

(改正後) 33 万円+28 万円×被保険者数

#### イ 2割軽減の基準額

(現 行) 33 万円+50 万円×被保険者数

(改正後) 33 万円+51 万円×被保険者数

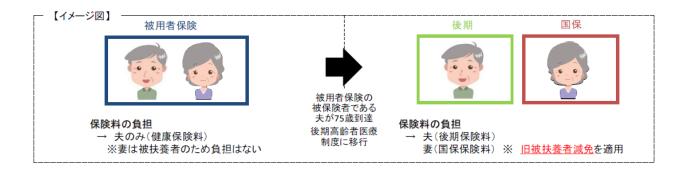
## 〈例: 3人世帯の所得基準額〉

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
	現行	改正後					
5割減額	33 万円超~115.5 万円以下	33 万円超~ <u>117 万円以下</u>					
2割減額	115.5 万円超~183 万円以下	117 万円超~186 万円以下					

※7割軽減の所得基準額については変更なし

# 3 軽減特例(旧被扶養者減免)の一部見直し

被用者保険の加入者本人が後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国民健康保険の被保険者(旧被扶養者)となった場合に、旧被扶養者に係る保険料を後期高齢者医療制度と同様に軽減(旧被扶養者減免)しています。



#### 【見直しの内容】

平成31年度以降の保険料の算定に当たっては、後期高齢者医療制度の軽減措置の見直しと同様に、旧被扶養者に係る均等割について、<u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免を実施</u>します。

現行	改正後
所得割を免除	所得割を免除
均等割を半額	資格取得後2年に限り 均等割を半額

# 議事3 第2期横浜市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び 第3期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画の取組状況について

第2期横浜市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第3期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画(以下、両計画を併せて「データヘルス計画等」という。)の30年度取組実績及び31年度の取組予定を報告いたします。

# 1 30 年度取組実績

# (1)特定健康診査(以下「特定健診」という)

本市の30年度特定健診の受診状況は、31年2月27日現在の速報値で、29年度同月と 比較しますと、法定報告対象の受診率(E)は、0.3%増の15.5%となっています。

受診対象者数(A)が減少する一方、受診者数合計(B)は増加していますが、受診された方のうち、30年度中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方や、年度途中から国保に加入された方など法定報告対象外(C)の受診者は増加し、受診率の対象となる法定報告対象内の受診者(D)は減少しています。

また、<u>神奈川県市町村国保の受診率(J)は、1.2%減</u>の 18.8%となっています。 この速報値は、医療機関における受診結果が反映されるまでに、 $2 \sim 3$  カ月程度の時間を要するため、実際には 30 年 12 月末から 31 年 1 月末現在の情報となっています。 なお、30 年度受診率(法定報告)については、本年 11 月に確定する予定です。

【特定健診受診者数・受診率(31年2月27日現在速報値)】

横浜市国保	受 診 対象者数	7	受 診 者 数	Ż	受診率(E)
供从中国体		合計 (B)	法定報告	法定報告	<b>※</b> D/A
	(A)	%(C) + (D)	対象外(C)	対象内(D)	
H30(31.2.27)	502,999	89,753	12,008	77,745	15.5
H29(30.2.27)	523,896	83,473	3,588	79,885	15.2
差(H30-H29)	▲ 20,897	6,280	8,420	<b>▲</b> 2,140	0.3
【参考】 H29法定報告	514,986	116,899	4,008	112,891	21.9

神奈川県	対象者数	건.	受診率(亅)		
市町村国保	(F)	合計 (G) ※(H)+(I)	法 定 報 告 対象外(H)	法 定 報 告 対象内(I)	<b>※</b> Ⅰ/F
H30(31.2.27)	1,310,386	284,263	37,694	246,569	18.8
H29(30.2.27)	1,372,037	293,348	19,482	273,866	20.0
差(H30-H29)	<b>▲</b> 61,651	▲ 9,085	18,212	▲ 27,297	▲ 1.2
【参考】 H29法定報告	1,345,759	384,814	15,583	369,231	27.4

<sup>※</sup>特定健診等データ管理システムに登録されている状況の集計になっています。 30年度終了率、29年度終了率及び法定報告は、小数点第2位を四捨五入しています。

# (2) 特定保健指導

特定保健指導の終了率は、31年2月27日現在の速報値で0.9%です。

なお、特定健診を受診した方に対する特定保健指導は、動機付け支援の期間は3~6カ月間、積極的支援の期間は6カ月間であり、指導結果が終了率に反映されるまでに長期間を要するため、現時点では、30年度終了率は、ほぼ反映されていません。

また、30年度終了率(法定報告)については、11月に確定する予定です。

【特定保健指導終了者数・終了率(31年2月27日現在速報値)】

T的是你是指要求了自然。							
<b>楼</b> 泛士园/2	特定保健指導全体						
横浜市国保	対象者数(A)	初回面接 終了者数(B)	終了者数(C)	終了率(D)			
H30(31.2.27)	8,923	321	81	0.9			
H29(30.2.27)	9,214	363	12	0.1			
差(H30-H29)	▲ 291	▲ 42	69	0.8			
【参考】 H29法定報告	13,363		968	7.2			

神奈川県内	特定保健指導全体					
市町村国保	対象者数(E)	初回面接 終了者数(F)	終了者数(G)	終了率(H)		
H30(31.2.27)	26,809	746	132	0.5		
H29(30.2.27)	29,757	1,209	23	0.1		
差(H30-H29)	▲ 2,948	<b>▲</b> 463	109	0.4		
【参考】 H29法定報告	41,828		4,560	10.9		

<sup>※</sup>特定健診等データ管理システムに登録されている状況の集計になっています。 30年度終了率、29年度終了率及び法定報告は、小数点第2位を四捨五入しています。

# (3)横浜市国民健康保険保健事業評価・向上委員会の開催

データヘルス計画等の取組状況に関する評価や、各目標の達成に向けた改善策等について、有識者等から助言や意見を伺う機会として、委員会を開催しました。

ア 日 時:31年1月16日(水)18時30分~

イ 主な内容:特定健診受診率の向上策について

データヘルス計画全般について

# (4) 国保健康だより(30年度新規事業)

国保加入者の健康増進、医療費適正化等を図るため、全世帯に対し、広報誌による啓発 を実施しました(31年3月25日発送)。

啓発記事の内容は、特定健診特集(タイプ別健診アドバイス、受診の流れ等)や本市他の健康事業の紹介(「よこはまウォーキングポイント」、「がん検診」、「横浜市健診」、「喫煙」、「認知症」)等について掲載しています。

# 2 31年度の主な取組予定

30 年度に引き続き、31 年度も保健事業を推進します。特に、特定健診の受診率の向上に向けては、特定健診の自己負担額の無料化等を継続し、次の事業について、新規・拡充の取組を実施する予定です。

# (1) 特定健診早期受診キャンペーン事業の実施(新規)

#### ア 概要

特定健診の受診率向上を図るため、「特定健診を受けたい」と思う「インセンティブを被保険者個人に付与する事業」として、早期(4月から9月まで)に特定健診を受診した方に、自動抽選で「1,000名」に賞品をプレゼントする事業です。

なお、主なプレゼントについては、協賛事業者から賞品を募集しています。

#### イ 賞品

協賛事業者から提供される心・体の健康と合致する賞品等

例)美術館、動物園、演芸、客船、スパ利用券等

# ウ キャンペーンの対象期間

29 年度に実施いたしました医療機関へのアンケートにおいて、受診勧奨しやすい時期は、インフルエンザ等の感染症等により医療機関が混雑する下半期(10 月~3 月)よりも、上半期(4 月~9 月)である回答結果が多くを占めることから、キャンペーンの対象期間を上半期の4 月~9 月としました。

# (2) 特定健診未受診者対策事業の実施(拡充)

ア 事業内容

未受診者に対し、これまでは全対象者へ同一内容の勧奨通知を送付していましたが、 31年度は年齢や性別、過去の健診結果により分類したタイプ別の勧奨通知を送付します。

イ 勧奨対象者数

約25万人

ウ実施時期

31年11月頃(予定)

## (3) 幅広い広報の実施(拡充)

これまでのポスター掲示等に加え、資源循環局ごみ収集車の音声広報(市内全域)や市営バス等の車内におけるデジタルサイネージ(動画)による広報を実施します。



※バス車内デジタルサイネージとは、

バス車内に設置されたモニターに動画 広告を表示することができます。

自然に注目を集め、効果的に PR することができる媒体です。

(横浜市営交通広告メディアガイド 2018 より)